

# 安城市障害者福祉計画 策定概要

令和2年8月20日  
安城市障害者福祉計画策定委員会

# 1. 安城市障害者福祉計画とは

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20
位置付け	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画	主に障害福祉サービス等のサービス利用の見込み量等を定める計画	主に障害児にかかるサービス利用の見込み量等を定める

## 2. 計画期間

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
安城市 障害者 福祉計 画	①障害者計画	第4次					第5次							
	②障害福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期				
	③障害児福祉計画				第1期			第2期			第3期			

# 3. 策定体制

## 助言者

人数：1名（学識経験者）

役割：計画策定にあたり、必要な情報提供、助言を行う

## 障害者福祉計画策定委員会

人数：17名（福祉、医療、保健、教育等の関係者、公募の市民、その他市長が必要と認める者）

役割：計画策定のための検討及び審議を行い、市長に答申する。

※自立支援協議会の委員が策定委員会委員を兼ねる

## 自立支援協議会

人数：17名

役割：計画の策定、推進に係る意見などを述べ、計画の策定に協力する。

## 障害者福祉計画策定幹事会

（障害者福祉に関係する部及び課の長で構成）

役割：作業部会が作成した実務的資料等を検討し、一体的総合的な計画策定を行う。

## 障害者福祉計画策定作業部会

（幹事会委員の課に所属する職員で構成）

役割：計画策定に必要な事項を調査研究し、幹事会に提供するための実務的資料等を作成する。

## 関係団体等懇話会

人数：14名（障害者団体、特別支援学校や施設を運営する法人などの代表者で構成）

役割：当事者としての要望や、現状に対する意見などを述べ、計画の策定に協力する。

## 4. アンケート調査の概要

目的	市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。	
調査対象	障害のある方への調査	障害者及びその家族等（2,600人）
	一般市民への調査	市内にお住まいの18歳以上の方（1,400人）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	
調査期間	令和元年10月25日～11月15日	

## 4. アンケート調査の概要

### 《障害のある方への調査》

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象の区分	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支援等のサービスを利用している児童
配布数	1,000	400	500	200	500
回収数	1,604票/2,600票				
回収率	61.7%				

## 4. アンケート調査の概要

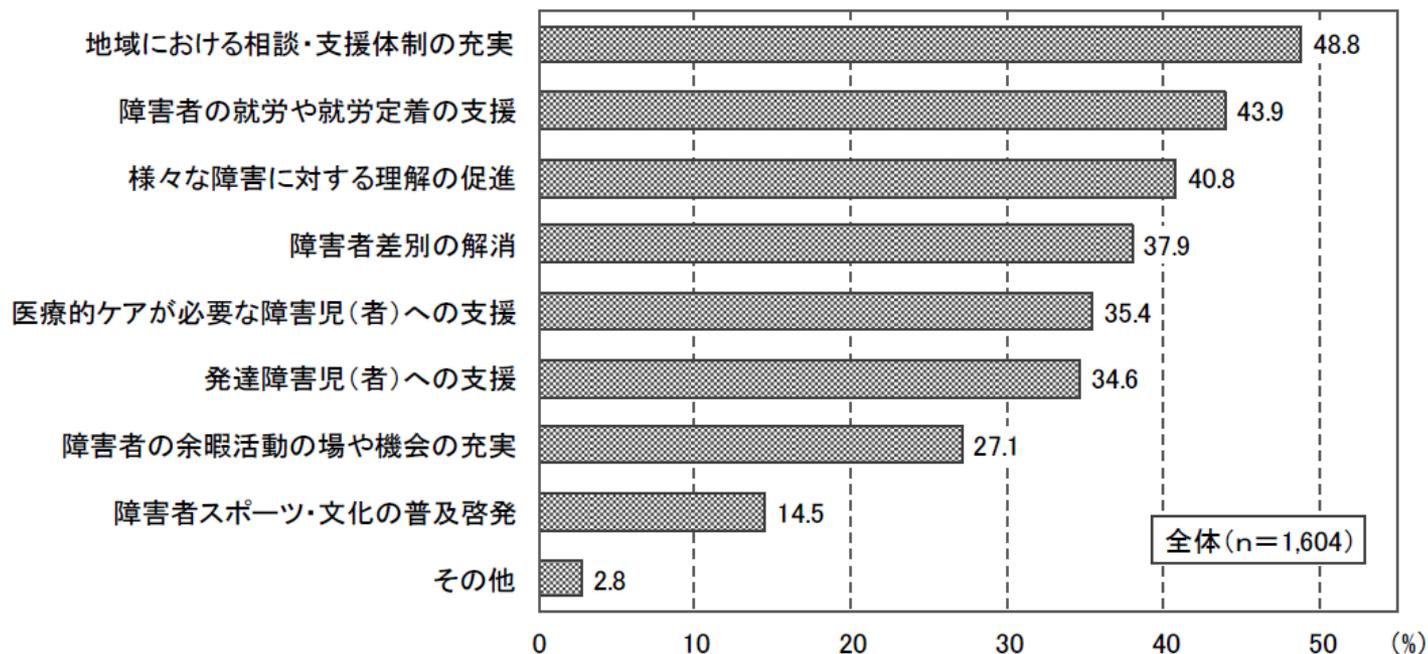
### 《一般市民への調査》

	一般市民	
調査対象の区分	18歳以上の市民	市内町内福祉委員会委員
配布数	1,200	200
回収数	808票 / 1,400票	
回収率	57.7%	

# 4. アンケート調査の概要

## 9. まちづくりについて

障) 問 4 8	障害者が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで、どれを優先的に取り組むべきだと思いますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「地域における相談・支援体制の充実」が48.8%と最も高く、次いで、「障害者の就労や就労定着の支援」(43.9%)、「様々な障害に対する理解の促進」(40.8%)の順となっています。



## 5. 関係団体ヒアリング

1. **情報提供や相談体制について**
2. **障害者の就労環境について**
3. **障害者（児）とその家族への偏見や差別について**
4. **障害者（児）とその家族が地域で暮らすための支援や施策について**

## 6. 次期計画の全体の構成

	章	構成
障害者 計画	序論	1 計画策定の趣旨 2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き 3 計画の位置づけと期間、策定体制
	障害者等の 状況	1 市の人口推移と人口構成 2 障害者に係る統計データ 3 市の計画の実施状況と課題・施策ニーズ
	基本計画	1 基本理念 2 計画を貫く視点 3 重点施策 4 施策体系 5 施策の展開（分野別施策）
障害 福祉計画		1 基本指針に基づく目標値 2 障害福祉サービスの見込みと確保策 3 地域生活支援事業の見込みと確保策
障害児 福祉計画		1 障害児支援の見込みと確保策

## 7. 次期計画の基本理念

**わかりあい みとめあい ささえあう**  
**～みんな しあわせ 安城市～**



安城市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>



つながる。かなえる。健幸のまち、安城

## 8. 計画を貫く視点

- 1 障害者の尊厳と自立を尊重します**
- 2 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます**
- 3 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます**

# 9. 施策体系

## 現行計画の施策体系

### 基本理念（テーマ）

わかりあい みとめあい ささえあい  
～みんな しあわせ 安城市～

### 基本的視点

- 障害を理由とする差別の解消
- 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり
- 切れ目のない総合的な支援

### 推進テーマ

自立とささえあい  
ともに暮らせる  
まちづくり

### 重点施策

- ★地域生活支援拠点等の充実
- ★療育体制の充実
- ★就労支援の充実
- ★生涯を通じた相談支援の充実と情報の共有

### 7つの分野

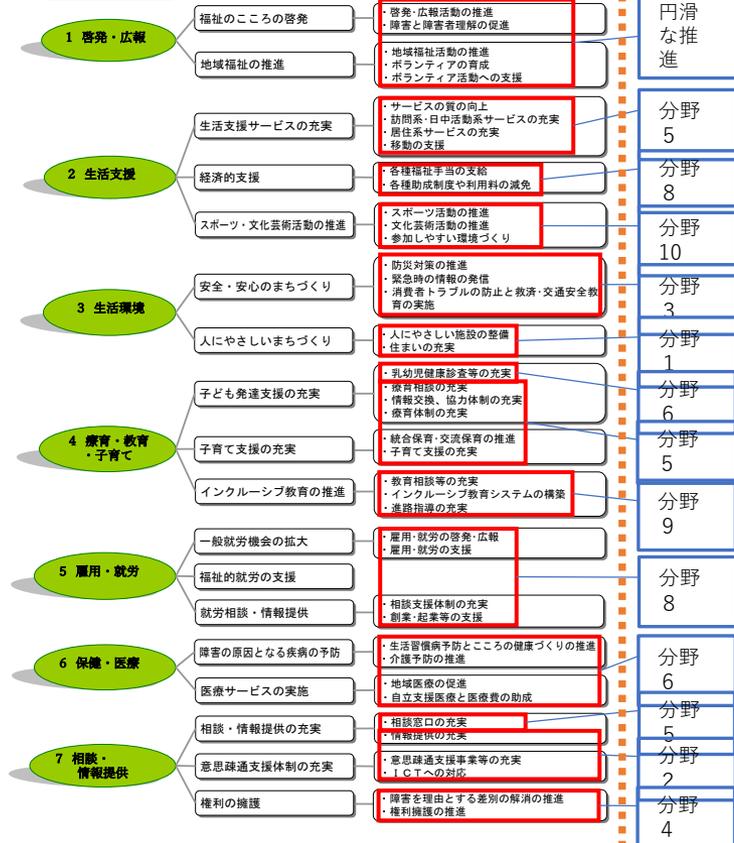
- 啓発・広報**  
障害を理由とする差別や偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支え合うまちを築きます。
- 生活支援**  
障害のある人が地域生活を実現できるよう生活支援を行います。
- 生活環境**  
安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 療育・教育・子育て**  
障害のある子どもの育ちと子育てを支援します。
- 雇用・就労**  
障害のある人の自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行います。
- 保健・医療**  
障害の原因となる疾病の予防と医療費助成等に努めます。
- 相談・情報提供**  
サービス利用や人権が保障されるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

### 障害福祉計画

- ◆障害福祉サービスの見込みと確保策
- ◆地域支援事業の見込みと確保策
- ◆障害児支援

＜数値目標＞  
・福祉施設の入所者の地域生活への移行  
・地域生活支援拠点等の整備  
・福祉施設から一般就労への移行等

### 分野別施策の体系



## ★ 国の障害者基本計画（第4次）との整合

《計画期間》平成30(2018)年度からの5年間

### 《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去する基本的な方向を定める。

### 《各分野に共通する横断的視点》

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

### 《施策の円滑な推進》

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### 《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

# 9. 施策体系

## 次期計画の施策体系（案）

現行計画の基本理念を引き継ぎます。

基本理念（市がめざす姿）

わかりあい みとめあい ささえあう  
～みんな しあわせ 安城市～

重点施策の内容は今後検討。

重点施策

- ★地域生活支援拠点等の充実
- ★療育体制の充実
- ★就労支援の充実
- ★生涯を通じた相談支援の充実と情報の共有

7つの分野

1. 生活環境
2. 生活支援
3. 相談・情報提供
4. 療育・教育・子育て
5. 保健・医療
6. 雇用・就労
7. 啓発・広報

7つの分野をくずさずに、国の障害者基本計画（第4次）の施策の順に沿う形に順番を入れ替えました。

計画を貫く視点

- ◎「心のバリアフリー」を地域全体で推進します
- ◎障害特性等に配慮したきめ細かい支援を行います
- ◎障害者等の尊厳と自立を尊重します

横断的な視点を設定。

施策内容から、施策項目の分野を移動したり、施策の名称を変更、分割、追加したりしました。

分野別施策

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 生活環境      | 1-1 安全・安心な住環境の整備   |
|              | 1-2 人にやさしいまちづくりの推進 |
|              | 1-3 地域福祉活動の推進      |
|              | 1-4 防災・防犯等の推進      |
| 2. 生活支援      | 2-1 生活支援サービスの充実    |
|              | 2-2 経済的支援          |
|              | 2-3 文化芸術・スポーツの振興   |
| 3. 相談・情報提供   | 3-1 相談支援体制の充実      |
|              | 3-2 情報提供の充実        |
|              | 3-3 意思疎通支援の充実      |
| 4. 療育・教育・子育て | 4-1 子ども発達支援の充実     |
|              | 4-2 子育て支援の充実       |
|              | 4-3 インクルーシブ教育の推進   |
| 5. 保健・医療     | 5-1 障害の原因となる疾病の予防  |
|              | 5-2 医療サービスの推進      |
| 6. 雇用・就労     | 6-1 雇用・就労の促進       |
|              | 6-2 就労相談体制の充実      |
|              | 6-3 福祉的就労の支援       |
| 7. 啓発・広報     | 7-1 啓発・広報活動の推進     |
|              | 7-2 障害に関する理解の促進    |
|              | 7-3 権利擁護の推進        |

# 10. 分野別施策

No	取組名	取組内容	
19	消費者トラブルの防止	消費者安全確保地域協議会を通じて、自立支援協議会等関係者に、消費生活相談に関する情報提供を行います。	
20	感染症対策	今後検討	
36	安城市版読書バリアフリー計画の策定	視覚障害者等の読書環境の整備の推進のため、安城市版読書バリアフリー計画を策定します。計画を策定することにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。	
40	強度行動障害者等への支援	強度行動障害（児）者や高次脳機能障害を有する障害（児）者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	

# 10. 分野別施策

No	取組名	取組内容	
42	<b>安城市版ガイドブック等の作成・配布</b>	安城市版ガイドブックの作成	
51	<b>保護者及び学齢期支援事業</b>	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座（ペアレント・プログラム）及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身につける講座（ソーシャルスキルトレーニング）を実施します。	
52	<b>医療的ケア児支援事業</b>	重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、人数やニーズの把握に努めるとともに、保健・医療・障害福祉・保育・学校教育等の関連機関等が連携を図る協議の場を設置し、情報共有を行います。	
53	<b>放課後等デイサービスの充実</b>	障害福祉計画・障害児福祉計画と関連付け今後検討	

# 10. 分野別施策

No	取組名	取組内容	
74	多様な就労の支援	テレワークの普及	
78	障害者の製作した 自主製品の販売・ 購入拡大	自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	
80	合理的配慮の提供 と周知・啓発	啓発用P V新規作成	
83	市職員、教職員の 理解促進	市職員、市内小中学校の教職員や保育士を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人、児童についての理解と知識を深めます。	
85	成年後見制度等の 周知・啓発	今後検討	

# 1 1. 策定委員会スケジュール

## 6月 第2回策定委員会(書面会議)

- ・アンケート調査結果報告、関係団体ヒアリング報告
- ・障害者計画の基本理念・体系(案)の検討

## 8月 第3回策定委員会(本日)

- ・障害者計画の分野別施策(案)の検討

## 9月 第4回策定委員会

- ・障害者計画の分野別施策(案)の検討
- ・障害者計画の重点施策(案)の検討
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画(案)の検討

## 10月 第5回策定委員会(予備日)

- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画(案)の検討

## 11月 第6回策定委員会

- ・パブリックコメント用計画(案)の検討

## 2月 第7回策定委員会

- ・計画(案)答申